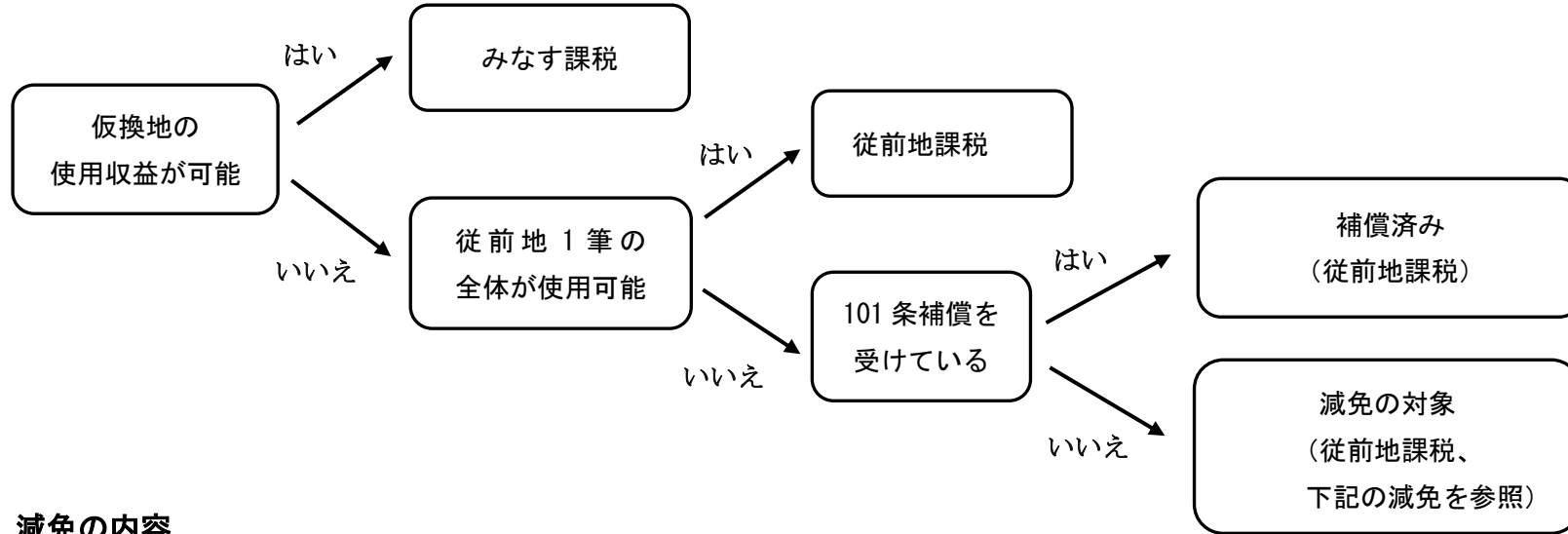


課税及び減免のイメージ

1 課税判定フロー



2 減免の内容

- ・ 土地区画整理事業により、従前地（全体または一部）が使用できず、101条補償を受けていない土地が対象となります。
- ・ 減免の範囲は、対象土地の筆単位です。（1筆の一部が使用不可の場合、1筆全体が減免の対象）
- ・ 減免期間は、減免申請後の納期限から、使用収益をすることができることとなった日の属する年度（使用収益開始日が1月2日から3月31日までの場合は、翌年度）までとなります。〔下記イメージ図参照〕

